

東日本大震災における代替資産に係る固定資産税及び都市計画税の特例適用申告書

受付印
年 月 日

(宛先) 狭山市長

- ◎該当する項目に☑して下さい。
- ☐ 東日本大震災による滅失・損壊
地方税法附則第 56 条第 10 項又は第 11 項の適用を受けたいので、次のとおり申告します。
- ☐ 原子力災害（警戒区域内）
地方税法附則第 56 条第 13 項又は第 14 項の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

申告者	住所（所在）	〒
	氏名（名称）	
	電話番号	()
	個人番号又は法人番号	

※注意 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者の個人番号（行政手続法における特定の個人を識別するための番号に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字あけて記載してください。

代替資産	所有者	住 所（所在地）	☐申告者の住所と同じ						
		氏 名（名 称）						被災資産所有者との関係	
	内 容	資 産 区 分	所 在	地番・家屋番号	地目・種類・構造	地積・床面積	取得家屋の種類	共 有 持 分	
		☐土地 ・ ☐家屋				m ²	☐新築 ・ ☐既存		
		☐土地 ・ ☐家屋				m ²	☐新築 ・ ☐既存		
取 得 年 月 日		土 地	年 月 日	家 屋	年 月 日	☐被災資産所有者と同居 ☐被災資産所有者と同居予定 ☐代替土地に取得後の翌年度から三年度以内に家屋を建築する(予定)			

被災資産	所有者	住 所（所在地）							
		氏 名（名 称）							
	内 容	資 産 区 分	所 在	地番・家屋番号	地目・種類・構造	地積・床面積	被災家屋等の処分方法	共 有 持 分	
		☐土地 ・ ☐家屋				m ²	☐解体・☐売却・☐()		
		☐土地 ・ ☐家屋				m ²	☐解体・☐売却・☐()		

- 1 「代替資産」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋及びその敷地、若しくは原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示区域内に所在した家屋及びその敷地に代わるものとして取得した家屋・土地をいいます。
- 2 「被災資産」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋及びその敷地、若しくは原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示区域内に所在した家屋及びその敷地をいいます。
- 3 添付書類等は、裏面をご参照ください。

処理欄	名寄番号	土地担当	家屋担当

◎ 特例の内容と適用要件

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（被災家屋）及びその敷地（被災住宅用地）又は原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（警戒区域内家屋）及びその敷地（警戒区域内住宅用地）の所有者が、代替家屋又は代替土地の取得に係る固定資産税又は都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです。

なお、被災家屋、被災住宅用地、警戒区域内家屋、警戒区域内住宅用地について、以下、被災資産といいます。

1 特例対象者

- (1) 被災資産の所有者（被災資産が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災資産の所有者に相続が生じたときの相続人
- (3) 土地：個人の被災住宅用地又は警戒区域内住宅用地の所有者の三親等内の親族で、代替土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者

家屋：個人の被災家屋又は警戒区域内家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族

- (4) 被災資産の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人または合併により設立された法人等

※震災時に借家住まいで震災後に家屋を取得された場合は、震災特例の対象になりません。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていることが必要です。

なお、ここでの「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破壊された状態を指し、窓ガラスや造作の部分的な破損・屋根瓦が数枚落下した等の容易に修繕できるもの、壁面の軽微なひび割れ等で震災前の用途として使用することに支障とならない程度のもの等、軽微なものは含みません。

3 警戒区域内家屋要件

原子力発電所の事故により警戒区域設定指示区域内に所在した家屋

4 被災住宅用地及び警戒区域内住宅用地要件

前記2又は3の家屋の敷地に平成23年度において住宅用地の特例（地方税法第349条の3の2）の適用を受けていたことが必要です。

5 震災特例対象家屋要件

原則として被災家屋又は警戒区域内住宅用地の所有者が、被災家屋等の代わりに取得した家屋（原則として被災家屋等と種類・使用目的・用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限りします。）

6 震災特例対象土地要件

原則として被災住宅用地又は警戒区域内住宅用地の所有者が、当該被災住宅用地等の代わりとして市長が認める土地を取得した場合の当該取得された土地

7 取得期間

- (1) 被災家屋及び被災住宅用地の代替資産

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間

（被災家屋も同期間内に処分されていることが要件となります。）

- (2) 警戒区域内家屋及び警戒区域内住宅用地の代替資産

平成23年3月11日から警戒区域設定指示が解除された日から3ヶ月（新築の場合は1年）を経過する日までの間

8 特例の内容

- (1) 代替土地のうち被災住宅用地又は警戒区域内住宅用地に相当する部分を取得後3年度分について、当該土地を住宅用地とみなします。
- (2) 代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋又は警戒区域内家屋の床面積相当分について、取得後4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額します。

◎ 添付書類（証明書等は全て写しで可とします。）

区分	申請者区分	必要添付書類
代替家屋	所有者本人	1 商業登記簿謄本 ※法人のみ 2 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書 3 被災又は警戒区域内家屋の不動産登記事項証明書 4 代替家屋の不動産登記事項証明書又は売買契約書 5 り災証明書 ※被災家屋のみ 6 解体契約書等 ※被災家屋のみ 7 その他、市が必要と認める書類
	所有者の相続人又は所有者と同居する三親等内の親族	1 個人：戸籍謄本 ※所有者との関係が判るもの 法人：商業登記簿謄本 2 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書 3 被災又は警戒区域内家屋の不動産登記事項証明書 4 代替家屋の不動産登記事項証明書又は売買契約書 5 り災証明書 ※被災家屋のみ 6 解体契約書等 ※被災家屋のみ 7 その他、市が必要と認める書類
代替土地	所有者本人	1 商業登記簿謄本 ※法人のみ 2 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書 3 被災又は警戒区域内住宅用地の不動産登記事項証明書 4 代替土地の不動産登記事項証明書又は売買契約書 5 り災証明書 ※被災住宅用地のみ 6 住宅建築請負契約書 7 その他、市が必要と認める書類
	所有者の相続人又は所有者と同居する三親等内の親族	1 個人：戸籍謄本 ※所有者との関係が判るもの 法人：商業登記簿謄本 2 平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書 3 被災又は警戒区域内住宅用地の不動産登記事項証明書 4 代替土地の不動産登記事項証明書又は売買契約書 5 り災証明書 ※被災住宅用地のみ 6 住宅建築請負契約書 7 その他、市が必要と認める書類